

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 3 月 21 日 (金) 第 601 号 の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

教 育 委 員 会 規 則

- 鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則 (※) (教職員課取扱い) 1
- 鹿児島県立高等学校における遠隔授業の実施に関する規則 (※) (高校教育課取扱い) 2

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 直接請求の連署に必要な有権者の数 (※) (選挙管理委員会取扱い) 2

人 事 委 員 会 規 則

- 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 (※) (総務課取扱い) 4

人 事 委 員 会 告 告

- 鹿児島県職員採用試験公告 (総務課取扱い) 4

教 育 委 員 会 規 則

鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 7 年 3 月 21 日

鹿児島県教育委員会教育長 地頭所恵

鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 規 則 第 2 号

鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則
鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則 (昭和46年鹿児島県教育委員会規則第 2 号)
の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

南九州市	松ヶ浦小学校	を
薩摩郡さつま町	薩摩小学校	

薩摩郡さつま町	薩摩小学校	に,
---------	-------	----

「池田小学校 田代小学校」を「田代小学校」に,

肝属郡錦江町	大原小学校	を
肝属郡南大隅町	佐多小学校	
	第一佐多中学校 南大隅町立佐多学校給食センター	

肝属郡南大隅町	佐多小学校 第一佐多中学校 南大隅町立佐多学校給食センター	に,
---------	-------------------------------------	----

「伊子茂小学校

秋徳小学校 「伊子茂小学校
池地小学校 池地小学校
与路小学校 与路小学校
油井小学校 油井小学校
篠川中学校 を 篠川中学校 に改める。
薩川中学校 薩川中学校
諸鈍中学校 諸鈍中学校
伊子茂中学校 伊子茂中学校
秋徳中学校 池地中学校
池地中学校
別表第 2 中

鹿屋市	高隈小学校 高隈中学校	を
肝属郡錦江町	宿利原小学校	

鹿屋市	高隈小学校 高隈中学校	に改める。
-----	----------------	-------

附 則
この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

鹿児島県立高等学校における遠隔授業の実施に関する規則をここに公布する。
令和 7 年 3 月 21 日

鹿児島県教育委員会教育長 地頭所恵

鹿児島県教育委員会規則第 3 号

鹿児島県立高等学校における遠隔授業の実施に関する規則
(趣旨)

第 1 条 この規則は、学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)第 88 条の 3 の規定に基づき、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる方法(以下「遠隔授業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施方法)

第 2 条 遠隔授業の配信を行う場所は、鹿児島県総合教育センター(鹿児島県総合教育センター設置条例(昭和 43 年鹿児島県条例第 39 号)により設置された鹿児島県総合教育センターをいう。次項において同じ。)とする。

2 鹿児島県総合教育センターにおいて遠隔授業を担当する職員は、鹿児島県立鶴丸高等学校(鹿児島県立中学校及び高等学校の設置及び管理に関する条例(昭和 39 年鹿児島県条例第 38 号)により設置された鹿児島県立鶴丸高等学校をいう。)の職員(鹿児島県立高等学校学則(昭和 27 年教育委員会規則第 8 号)第 14 条に規定する職員をいう。)の中から、教育長が指名する。

(委任)

第 3 条 この規則に定めるもののほか、遠隔授業の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則
この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第 8 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)の規定に基づく次の表の左欄に掲げる直接請求の連署に要する選挙権を有する者の数は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりである。

なお、令和 6 年 12 月 17 日 鹿児島県選挙管理委員会告示第 67 号（直接請求の連署に必要な有権者の数）は、廃止する。

令和 7 年 3 月 21 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

左 欄	右 欄	
地方自治法第 74 条第 1 項に基づく条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数	25,970	
地方自治法第 75 条第 1 項に基づく県の事務の執行に関する監査の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数		
地方自治法第 76 条第 1 項に基づく議会の解散の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数	262,311	
地方自治法第 80 条第 1 項に基づく議会の議員の解職の請求の連署に要する各選挙区における選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が 40 万を超え 80 万以下の場合にあってはその 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が 80 万を超える場合にあってはその 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）	鹿児島市・鹿児島郡区	148,708
	鹿屋市・垂水市区	30,412
	枕崎市区	5,372
	阿久根市・出水郡区	7,815
	出水市区	14,065
	指宿市区	10,482
	西之表市・熊毛郡区	10,709
	薩摩川内市区	25,096
	日置市区	12,809
	曾於市区	9,143
	霧島市・始良郡区	36,168
	いちき串木野市区	7,313
	南さつま市区	8,805
	志布志市・曾於郡区	11,153
	奄美市区	12,921
	南九州市区	8,904
伊佐市区	6,513	
始良市区	21,275	
薩摩郡区	5,297	
肝属郡区	9,114	
大島郡区	15,387	
地方自治法第 81 条第 1 項に基づく知事の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数	262,311	
地方自治法第 86 条第 1 項に基づく副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数		
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第		

1 項に基づく教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

人事委員会規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 7 年 3 月 21 日

鹿児島県人事委員会委員長 富永信一

鹿児島県人事委員会規則第 1 号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年鹿児島県人事委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「鹿児島県道路公社」を「鹿児島県道路公社 全国漁業信用基金協会鹿児島支所」に改める。

別表第 2 中「公益社団法人鹿児島県貿易協会」を「公益社団法人鹿児島県貿易協会 公益社団法人鹿児島県看護協会」に、

「社会福祉法人鹿児島県社会福祉事業団」を「社会福祉法人鹿児島県社会福祉事業団 社会福祉法人鹿児島県身体障害者福祉協会」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

人事委員会公告

鹿児島県職員採用試験公告

令和 7 年度鹿児島県職員採用試験（民間企業等職務経験者対象・短大卒業程度・高校卒業程度）を次のとおり実施する。

令和 7 年 3 月 21 日

鹿児島県人事委員会委員長 富永信一

1 試験名、試験区分及び主な職務内容

試験名	試験区分	主な職務内容	
県職員採用試験（民間企業等職務経験者対象）	行政	知事部局における事務	
	U I タ ー ン 枠	農 業	知事部局におけるそれぞれの専門的業務
		畜 産	
		農業土木	
		林 業	
		水 産	
		土 木	
建 築			
県職員採用試験（短大卒業程度）	一般事務	知事部局における事務	
	教育事務	市町村立小・中学校又は教育委員会等における事務	
	土 木	知事部局における専門的業務	
県職員採用試験（高校	一般事務	知事部局又は教育委員会（県立学校等を含む。）における事務	
	警察事務	警察本部（警察署を含む。）における事務	
	農業土木		

卒業程度)	林 業	知事部局におけるそれぞれの専門的業務
	土 木	
	建 築	

2 受験資格

(1) 次に該当する者

試験名	受 験 資 格
県職員採用試験（民間企業等職務経験者対象）	次の全ての要件を満たす者 ア 行政については、昭和61年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者 イ U I ターン枠については、昭和41年4月2日以降に生まれた者 ウ 保健師については、保健師の免許取得者又は令和8年3月31日までに 行われる国家試験により取得見込みの者 エ 各試験区分において、次に掲げる職務経験を5年以上有する者 (ウ) 行政 民間企業等又は鹿児島県外に本庁等所在地を置く公的機関の職務 経験 (イ) U I ターン枠 鹿児島県外に本社・本庁等所在地を置く民間企業等又は公的機関 の職務経験
県職員採用試験（短大卒業程度）	平成10年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者
県職員採用試験（高校卒業程度）	平成16年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者

(2) 次のいずれかに該当する者は受験できない。

- ア 日本の国籍を有しない者（保健師を除く。）
 イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 ウ 鹿児島県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 オ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
 カ 県職員採用試験（民間企業等職務経験者対象）の試験区分「行政」受験者にあつては、現に鹿児島県内に本庁等所在地を置く公的機関の職員である者（任期の定めのある職員は除く。）
 キ 県職員採用試験（民間企業等職務経験者対象）の試験区分「U I ターン枠」受験者にあつては、現に鹿児島県内に本社・本庁等所在地を置く民間企業等又は公的機関の職員である者（公的機関において任期の定めのある職員は除く。）

3 試験の方法、時期及び場所

(1) 第1次試験

試験名	試験日	試験地	試験種目		合格発表
県職員採用試験（民間企業等職務経験者対	令和7年6月9日（月）から同月23日（月）まで	テストセンター方式（注2）	S P I 3	基礎能力検査、性格検査	令和7年9月5日（金）
	令和7年8月		行政	経験論文試験（注4）、エントリーシート（提出書類）	

象 (注1)	10日 (日) (注3)	鹿児島市 東京都	UIター ーン枠	(注5) 専門試験, エントリー シート (提出書類) (注5)	
県職員採用 試験 (短大 卒業程度)	令和 7 年 9 月 28 日 (日)	鹿児島市	教養試験, 専門試験, エントリー シート (提出書類) (注 5)		令和 7 年 10 月 7 日 (火)
県職員採用 試験 (高校 卒業程度)			教養試験, 専門試験 (注6), エントリーシート (提出書類) (注5)		

(注1) 県職員採用試験 (民間企業等職務経験者対象) は, 受験申込時に職務経歴確認書を提出する。職務経歴確認書は, 第2次試験の面接試験の参考とする。

(注2) リアル会場又はオンライン会場で実施する。

(注3) SPI3 通過者を対象に実施する。

(注4) 経験論文試験の内容は, 第2次試験の面接試験の参考とする。

(注5) エントリーシートは, 第2次試験の面接試験において使用する。

(注6) 専門試験は, 農業土木, 林業, 土木及び建築で実施する。

(2) 第2次試験

試験名	試験日	試験地	試験種目	合格発表
県職員採用 試験 (民間 企業等職務 経験者対 象)	令和 7 年 10 月 中旬	鹿児島市	面接試験	令和 7 年 10 月 下旬
県職員採用 試験 (短大 卒業程度)	令和 7 年 10 月 月上旬から 11 月 月上旬		論文試験 (注1), 面接試験, 適性検査	令和 7 年 11 月 中旬
県職員採用 試験 (高校 卒業程度)			作文試験 (注2), 面接試験, 適性検査	

(注1) 論文試験は, 一般事務及び教育事務において, 第1次試験日に実施する。

(注2) 作文試験は, 一般事務及び警察事務において, 第1次試験日に実施する。

4 受験申込手続等

(1) インターネットにより申し込むこと。

	県職員採用試験 (民間企業等職務経験者対象)	県職員採用試験 (短大卒業程度)	県職員採用試験 (高校卒業程度)
申込受付期間	令和 7 年 5 月 1 日 (木) 午前 8 時 30 分から同月 30 日 (金) 午後 5 時 15 分までに鹿児島県電子申請共同運営システムのサーバーに到達したもの。	令和 7 年 8 月 1 日 (金) 午前 8 時 30 分から同月 22 日 (金) 午後 5 時 15 分までに鹿児島県電子申請共同運営システムのサーバーに到達したもの。	
受験申込方法	e (いー) 申請 (鹿児島県電子申請共同運営システム) において, 必要な事項を入力し, 申し込むこと。		

(2) 同一日に行われる試験の受験申込みは, 一試験区分に限る。

(3) 受験申込書の受理後における試験区分及び試験地の変更は認めない。

5 採用候補者名簿の作成方法

(1) 最終合格者は, 試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は, 名簿確定の日から原則として 1 年間である。

6 給与

(1) 県職員採用試験（民間企業等職務経験者対象）

給与は、鹿児島県職員の給与に関する条例等に基づき支給される。

現行条例によれば、例えば、採用時の年齢が30歳で、大学卒業後民間企業等における職務経験が8年の場合、給料月額270,000円程度が支給される。このほか、通勤手当、住居手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が、それぞれの手当支給条件に応じて支給される。

(2) 県職員採用試験（短大卒業程度及び高校卒業程度）

給与は、鹿児島県職員の給与に関する条例等に基づき支給される。

現行条例によれば、行政職給料表では、基準となる給料月額下表のとおりとなり、職務経歴等のある場合には、この額に一定の基準で加算されることがある。このほか、通勤手当、住居手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が、それぞれの手当支給条件に応じて支給される。

短大卒業程度	205,400円
高校卒業程度	189,000円

7 その他

各試験の詳細については、別に試験案内を交付する。

8 問合せ先

鹿児島県人事委員会事務局

郵便番号 890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号 県庁（行政庁舎）12階

電話（直通）099-286-3893, 099-286-3894